

津島市 地籍調査地権者説明会

平日の部：令和7年8月1日（金）午後7時～
休日の部：令和7年8月2日（土）午前10時～

津島市まちづくり推進部まちづくり事業課
（問合せ先：0567-55-9357）

目次

1. 地籍調査とは
2. 地籍調査の目的・メリット
3. 調査対象区域
4. 津島市の地籍調査の進め方
5. よくあるご質問
6. 今後ご協力いただきたいこと



目次

1. 地籍調査とは
2. 地籍調査の目的・メリット
3. 調査対象区域
4. 津島市の地籍調査の進め方
5. よくあるご質問
6. 今後ご協力いただきたいこと



そもそも「地籍」とは・・・

土地の所有者や地番、地目、
境界、面積の情報

= 「土地の戸籍」

そもそも「地籍」とは・・・

2013/05/01 08:40 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	△△△△△△△△△△△△
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	△△△△区□□□一丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1番2	宅地	300:00	:	1番から分筆 〔平成20年10月14日〕	
所 有 者	△△△△区□□□一丁目1番1号 民 事 記 子				

登記簿見本

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第△△△号	所有者 △△△△区□□□一丁目1番1号 民 事 記 子
2	所有権移転	平成20年10月27日 第△△△号	原因 平成20年10月26日売買 所有者 △△△△区□□□一丁目1番2号 法 務 太 郎

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第△△△号	原因 平成20年11月4日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4,000万円 利息 年2・6% (年365日割計算) 損害金 年14・5% (年365日割計算) 債務者 △△△△区□□□一丁目1番2号 法 務 太 郎 抵当権者 △△△△区□□□一丁目1番6号 株 式 会 社 ○ ○ 銀 行

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

拡大

表 題 部 (土地の表示)			調製	余白	不動産番号	△△△△△△△△△△△△
地図番号	余白		筆界特定	余白		
所 在	△△△△区□□□一丁目				余白	
① 地 番		②地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1番2		宅地	300:00 :		1番から分筆 〔平成20年10月14日〕	
所 有 者	△△△△区□□□一丁目1番1号 民 事 記 子					

そもそも「地籍」とは・・・

2013/05/01 08:40 現在の情報です。

表 題 部		(土地の表示)		調製	全 頁	不動産番号	△△△△△△△△△△△△
地図番号	全 頁		筆界特定	全 頁			
所 在	△△△△区□□□一丁目					全 頁	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕		
1番2	宅地	300:00		:	1番から分筆 〔平成20年10月14日〕		
所 有 者	△△△△区□□□一丁目1番1号 民 事 記 子						

登記簿見本

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第△△△号	所有者 △△△△区□□□一丁目1番1号 民事記子
2	所有権移転	平成20年10月27日 第△△△号	原因 平成20年10月26日売買 所有者 △△△△区□□□一丁目1番2号 法務太郎

拡大

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第△△△号	原因 平成20 設定 債権額 金4、 利息 年2・ 損害金 年1・ 債務者 △△、 法務太郎 抵当権者 △△ 株式会

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第△△△号	所有者 △△△△区□□□一丁目1番1号 民事記子
2	所有権移転	平成20年10月27日 第△△△号	原因 平成20年10月26日売買 所有者 △△△△区□□□一丁目1番2号 法務太郎

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第△△△号	原因 平成20年11月4日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4,000万円 利息 年2・6% (年365日日割計算) 損害金 年14・5% (年365日日割計算) 債務者 △△△△区□□□一丁目1番2号 法務太郎 抵当権者 △△△△区□□□一丁目1番6号 株式会社○○銀行

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

そもそも「地籍」とは・・・

図面見本



地籍調査とは

地籍を正確に調査し、
その成果（地籍簿・地籍図）を
法務局の登記簿と図面に反映

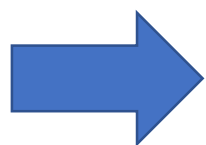
目次

1. 地籍調査とは
2. 地籍調査の目的・メリット
3. 調査対象区域
4. 津島市の地籍調査の進め方
5. よくあるご質問
6. 今後ご協力いただきたいこと



地籍調査の目的

現在の多くの図面は
明治時代に作成された不正確なもの



現状に合った
正確な地図を作る

地籍調査のメリット①

災害復旧の迅速化



災害により、
境界が不明に

地籍調査のメリット②

土地境界をめぐるトラブルの防止



土地売買時に、登記簿
の面積が違っていた



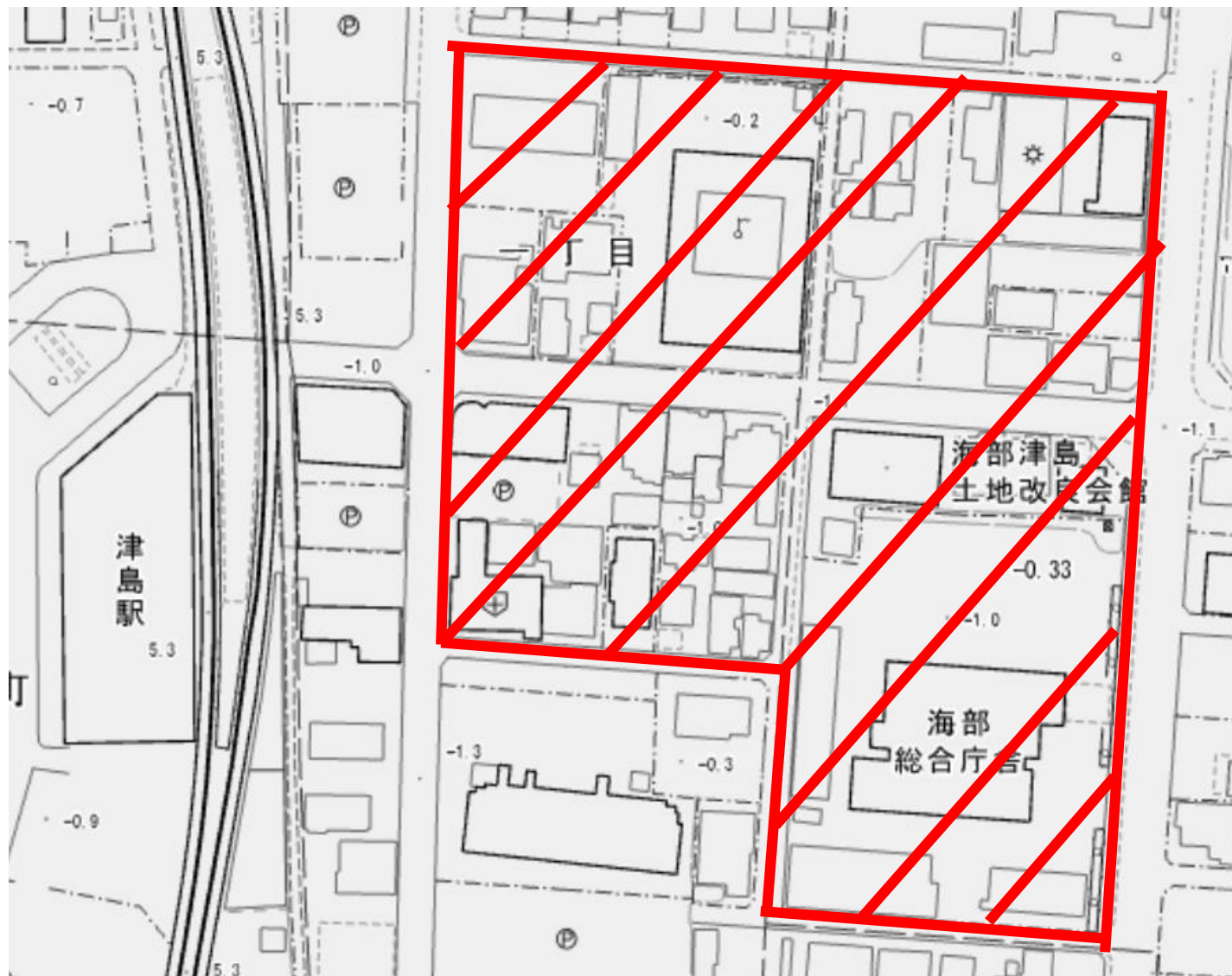
塀を作り変える際に、
境界が違うと言われた

目次

1. 地籍調査とは
2. 地籍調査の目的・メリット
3. 調査対象区域
4. 津島市の地籍調査の進め方
5. よくあるご質問
6. 今後ご協力いただきたいこと



調査対象区域



2.4
ヘクタール

目次

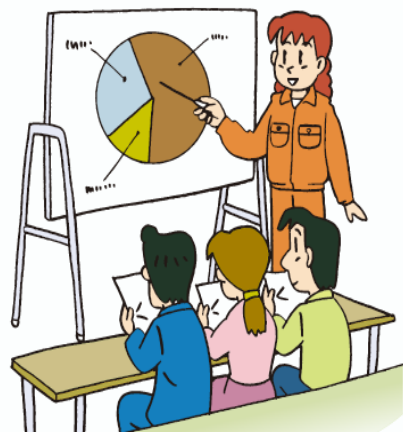
1. 地籍調査とは
2. 地籍調査の目的・メリット
3. 調査対象区域
4. 津島市の地籍調査の進め方
5. よくあるご質問
6. 今後ご協力いただきたいこと



津島市の地籍調査の進め方

※赤字が皆様にご協力いただきたい部分です。

令和7年度



①住民説明会



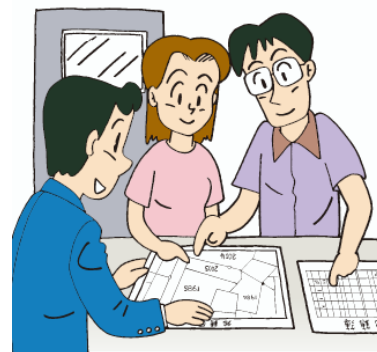
②現地調査

現地調査前に敷地に立ち入らせていただく旨を案内文でお知らせします。

津島市の地籍調査の進め方

※赤字が皆様にご協力いただきたい部分です。

令和8年度



③境界確認立会

④地積測定、
成果品（地籍
簿、地籍図）
作成

⑤成果の閲覧、
確認

⑥登記所への
送付

成果品（地籍簿、地籍図）

地籍簿見本

地 籍 調 査 前 の 土 地 の 表 示					地 籍 調 査 後 の 土 地 の 表 示								
字名	地番	地目	地積		所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	字名	地番	地目	地積		所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	原因及びその日付	地 図 番 号
				m ²						m ²			
〇〇市 〇〇町	218	畑	120		〇〇市〇〇町52番地 山田 花子			宅地	135	57		平成2年7月8日地目変更 地積錯誤	E ¹ 53-3

成果品（地籍簿、**地籍図**）

地籍図見本

公図(地籍調査前)

地籍図(地籍調査後)



目次

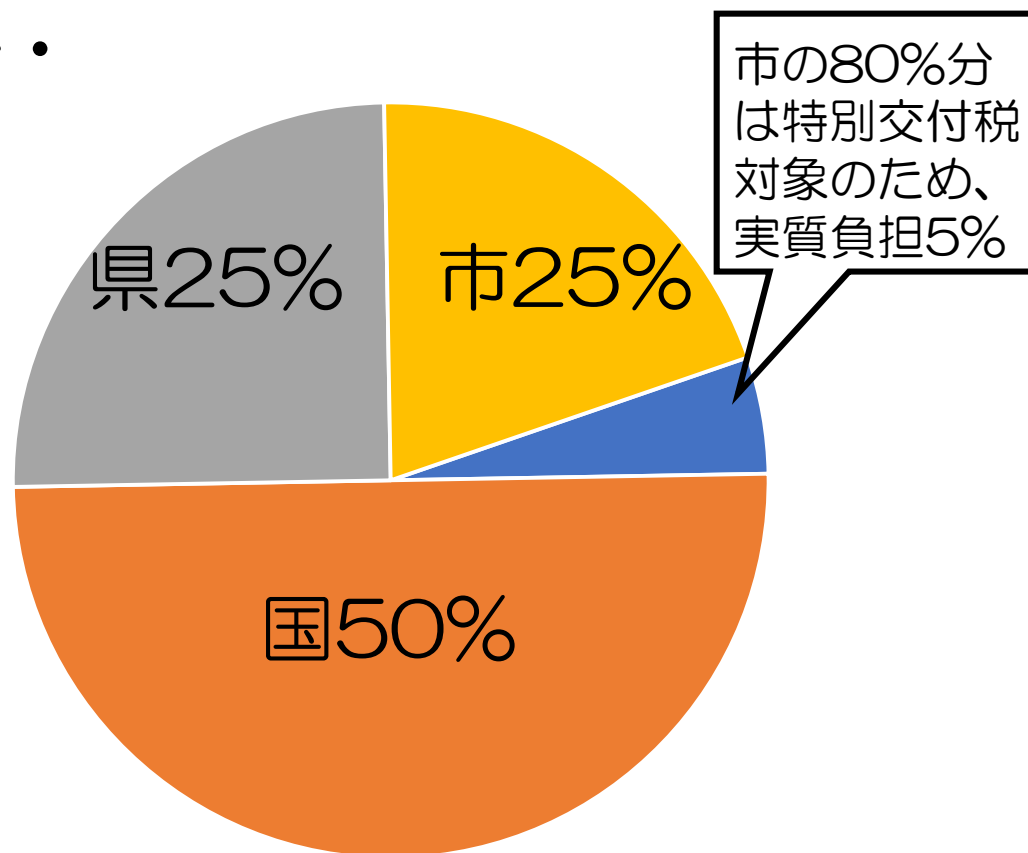
1. 地籍調査とは
2. 地籍調査の目的・メリット
3. 調査対象区域
4. 津島市の地籍調査の進め方
5. よくあるご質問
6. 今後ご協力いただきたいこと



よくあるご質問

Q1. 地籍調査の事業費負担はどうなっていますか？

A.



- 国、県、市の費用で実施

- 土地所有者の費用負担なし

※境界立会等の交通費は自己負担

よくあるご質問

Q2. 境界が決まらない場合どうなりますか？

A. 「筆界未定」という結果になります。地籍図に境界（筆界）線が表示されず、正確な土地情報を登記できません。

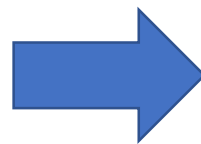
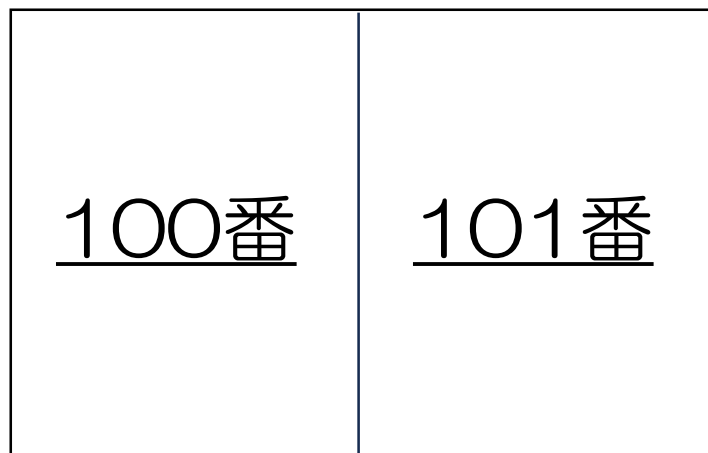
地籍調査後の測量や登記の費用は全て自己負担となります。

よくあるご質問

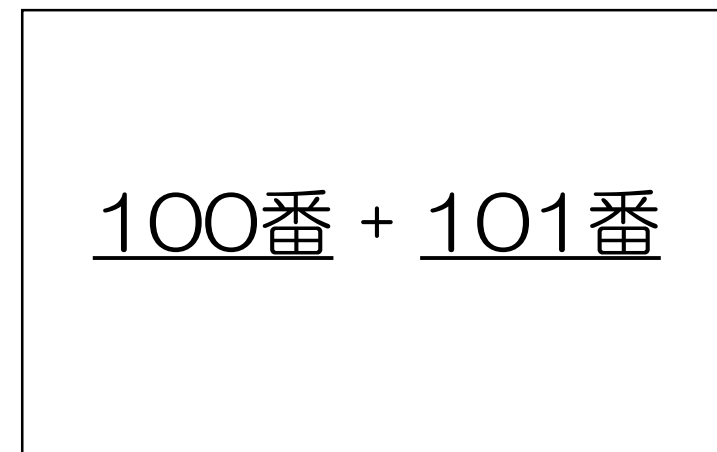
Q2. 境界が決まらない場合どうなりますか？

例：100番と101番の土地の境界が確定できなかった場合…

調査前



調査後



A. 「国調筆界未定」と記載されます

土地の面積は調査前のまま

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	△△△△△△△△△△△△
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	△△△△区□□□一丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1番2	宅地	300:00	:	1番から分筆 〔平成20年10月14日〕	
所 有 者	△△△△区□□□一丁目1番1号 民 事 記 子				

よくあるご質問

Q3. 地籍調査の結果は、固定資産税に影響しますか？

A. 地積が変更となる場合、新しい地積で固定資産税が課税されます。

固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿に登録された状況等で当該年度分の課税を決定します。地籍調査の結果の登記簿への反映は、令和9年度上半期を予定(※1)しています。このため、令和10年1月1日の状況が反映される令和10年度の課税から、新しい地積で固定資産税が課税される予定です。

※1：地籍調査の進捗状況により変更になる場合があります。

※2：先述の「筆界未定」の場合、土地の面積は調査前のままのため、これまでの固定資産税から変更はありません

目次

1. 地籍調査とは
2. 地籍調査の目的・メリット
3. 調査対象区域
4. 津島市の地籍調査の進め方
5. よくあるご質問
6. 今後ご協力いただきたいこと



今後ご協力いただきたいこと

令和7年度

1. 委託業者の立入

- ・現地調査は、市が委託する業者が行います。調査時は、身分証明証を携帯いたします。

委託業者：公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社員 土地家屋調査士 浅井
TEL：0567-69-5471

今後ご協力いただきたいこと

1. 境界確認立会にはご出席ください

令和8年度

- ・ご都合が悪い場合、立会日程の変更もしくは立会案内書に同封の委任状の作成をお願いいたします。

2. 地籍調査の成果の閲覧

- ・市役所で閲覧いただけます。

3. 設置した杭の保存 ※令和8年度以降もご協力願います。

- ・紛失された場合は、個人費用負担での復元となりますので、お気をつけください。



地籍調査は、土地所有者の皆様のご協力が
欠かせません。

ご理解とご協力をお願いいたします。

津島市 まちづくり推進部
まちづくり事業課
愛知県津島市立込町2丁目21番地
TEL：0567-55-9357
FAX：0567-24-9010
MAIL: machizukuri@city.tsushima.lg.jp